

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社共立メンテナンス		コード	9616
提出日	2020/6/9	異動(予定)日	2020/6/26	
独立役員届出書の提出理由	1. 第41回定時株主総会に社外取締役(平田恭信氏、早川貴之氏、小田恵子氏)の選任議案が付議されるため(第2号議案 取締役(監査等委員である取締役除く。)15名選任の件) 2. 久保成人氏、宮城利章氏、川島時夫氏は継続			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし					
1	平田 恭信	社外取締役	○															○	新任	有	
2	早川 貴之	社外取締役	○																△	新任	有
3	小田 恵子	社外取締役	○															○		新任	有
4	久保 成人	社外取締役	○															○			有
5	宮城 利章	社外取締役	○																△		有
6	川島 時夫	社外取締役	○																△		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		長年にわたり臨床医として医療活動ならびに大学教員として学生教育に携わり培った豊富な経験・知識等に加え、大学・病院等の組織マネジメント経験を有することから、当社の経営ならびに健康・衛生面における有用な助言をいただくと判断したため、社外取締役として選任しました。また、東京証券取引所が定める独立性基準に合致しており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員として指定するものです。
2	社外取締役の早川貴之氏は㈱陽栄ホールディングに2010年から2013年まで勤務してまいりました。当社は㈱陽栄ホールディングと取引がありますが、当該取引額は当社の年間売上高の2%以内に相当しております。㈱陽栄ホールディングは主要な取引先には該当しません。	大手都市銀行における勤務経験に基づく財務・会計や市場分析に関する高度な知識と、不動産事業会社経営者として培われた企業経営に関する幅広い見識を有しており、当社経営の意思決定および業務執行に有用な助言をいただくと判断したため、社外取締役として選任しました。また、東京証券取引所が定める独立性基準に合致しており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員として指定するものです。
3		長年にわたりクールジャパン活動等を通じ、日本観光や日本食文化の国際的発信、地域創生に携わり、その経験と見識を活かして、当社経営の意思決定および業務執行に有用な助言をいただくと判断したため、社外取締役として選任しました。また、東京証券取引所が定める独立性基準に合致しており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員として指定するものです。
4		長年にわたり国土交通行政、観光行政に関わり、その経験と豊富な知識に基づいた、客観的で広範かつ高度な視野を当社経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任しました。また、東京証券取引所が定める独立性基準に合致しており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員として指定するものです。
5	社外取締役の宮城利章氏はSMBC日興証券㈱に1971年から2004年まで勤務してまいりました。当社はSMBC日興証券㈱と取引がありますが、当該取引額は当社の年間売上高の2%以内に相当しております。SMBC日興証券㈱は主要な取引先には該当しません。	証券業界で経営に携わり、経営に関する経験と見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけたものと判断したため、社外取締役として選任しました。また、東京証券取引所が定める独立性基準に合致しており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員として指定するものです。
6	社外取締役の川島時夫氏は㈱三菱UFJ銀行に1982年から2011年まで勤務してまいりました。当社は㈱三菱UFJ銀行と取引がありますが、当該取引額は当社の年間売上高の2%以内に相当しております。㈱三菱UFJ銀行は主要な取引先には該当しません。	金融機関での長年の勤務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけたものと判断したため、社外取締役として選任しました。また、東京証券取引所が定める独立性基準に合致しており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員として指定するものです。

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。